

## (仮称) 文京区高齢者安心見守りネットについて

## 1 目的

高齢者の生活状況を定期的に捉えるとともに、異常時等に迅速に対応するためには日頃からの見守りが重要であることから、従来からの見守り事業に加えて新たな高齢者に対する総合的な見守り体制を構築する。

## 2 (仮称) 文京区高齢者安心見守りネット

## (1) 概要

従来から、高齢者の見守りについてはハートフルネットワーク事業等、関係機関の連携により緩やかな見守りを行ってきたが、高齢者の日常生活の支援、充実を図るため、社会福祉協議会による見守り事業を新たに開始し、高齢者への定期的な訪問を行うなど、より積極的かつきめ細かな見守り事業の展開を図る。

また、新たな事業と、従来からの見守り関連事業を有機的に連携させるとともに、民生・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関相互の連携を深めることにより、高齢者の見守り、日常生活の支援を充実させる。

## (2) 新たな見守り関連事業等

## ① 高齢者の状況把握訪問

## ア 概要

75歳以上の高齢者(要介護認定者、高齢者サービス利用者、地域包括センターが実態把握をしている者を除く)を対象に、日常生活の状況、見守りの希望等について聞き取りを行うとともに、各種見守り事業等を紹介し、個々人の状況に応じた見守りにつなげる。

## イ 対象者数

約12,900人

## ウ 実施方法

民間事業者に委託して行うが、聞き取り訪問者は、社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士の有資格者とする。

## エ 訪問結果の活用

・地域包括支援センターに情報を集約し、個々人の状況に応じ、介護保険サービスの利用や、地域包括支援センターと民生・児童委員による見守り等につなげていく。

・地域による軽い見守りが必要な人については、社会福祉協議会が地域の協力による見守りを行う。

## ② 社会福祉協議会が実施する新たな見守り事業

### ア 概要

独居高齢者等に対して、近隣の見守り協力員が訪問し安否確認等を行うことにより、高齢者の日常生活を支援する。

### イ 対象者

独居高齢者及び高齢者のみの世帯で軽い見守りを必要とする区民（介護保険サービス等を利用している方を除く）

### ウ 見守り協力員

民生・児童委員等からの推薦を受けた方、社協に登録しているボランティア協力員等で見守り活動に理解を有する区民

### エ 協力員の活動

月に1・2回程度、対象の高齢者宅を訪問し声かけを行い、生活状況等の確認を行う。状況の変化が見られる場合には、区や地域包括支援センター等と連携し支援する。

## ③ 今後のスケジュール

### ア 状況把握訪問

平成23年1月～3月 駒込生活圏域 約2,900人

平成23年4月～9月 富坂、本富士、大塚生活圏域 約10,000人

### イ 新たな見守り事業

平成23年5月～ 駒込生活圏域で実施

平成23年5月以降順次 富坂、本富士、大塚生活圏域で実施

## ④ 高齢者サービス利用状況の一元的な把握

地域包括支援システムで管理している個人ごとの介護保険認定情報、各種高齢者サービス等利用情報に、新たに災害時要援護者名簿、社会福祉協議会のサービス利用情報を加えて一元的な把握を行い、高齢者への相談・支援についてより迅速かつ的確な対応を図れる体制を整備する。

## ⑤ 関係機関の連携

高齢者の見守りを行ううえで、ハートフルネットワーク等の事業のほか、民生委員、地域包括支援センターが大きな役割を果たしており、今後はこれに社会福祉協議会を加えて、地域に密着した各機関が一層連携を深め、高齢者に対するきめ細かで強力な見守り体制を構築する。

文京区の新しい見守り構想(案)

I 高齢者の安否確認

敬老祝い金事業による安否確認

- 1 敬老祝い金配布時の確認(民生委員)  
対象：80歳、85歳以上高齢者
- 2 1で確認できない場合、保険制度を利用した確認((高齢福祉課)
- 3 2で確認できない場合、区職員による訪問確認

II (仮称)文京区高齢者安心見守りネット

文京区ハートフルネットワーク

地域包括支援センターと  
警察、消防等の公共協力機関  
町会、民生・児童委員等の団体協力機関  
新聞販売店、牛乳販売店等の民間協力機関  
による緩やかな見守り

新たな見守り

高齢者の総合的な状況把握

- ◎ 高齢者サービス利用状況の一元的な把握  
↓  
個々人に対する各種サービス等利用状況等の一元化
- ◎ 75歳以上高齢者に対する訪問(約1.3万人)  
(要介護認定者、区のサービスを受けている方、地域包括支援センターが実態把握をしている方などを除く)  
○ 高齢者一人ひとりの状況を把握し、見守りにつなげる。
  - ・介護保険サービスの利用が必要な人
  - ・民生委員等による見守りが必要な人
  - ・高齢者サービスにより見守りが必要な人
  - ・地域による軽い見守りが必要な人
  - ・元気で見守りの必要がない人

高齢者(75歳以上 約1.9万人)

元気な高齢者(約7割)

何らかの対応が必要な高齢者(約3割)

従来からの見守り

高齢者本人の希望により  
民生委員、話し合い員による相談や安否確認

介護保険サービスによる見守り

高齢者サービスによる見守り

緊急連絡カード、緊急通報システム、福祉電話、災害時要援護者名簿等

地域包括支援センターによる見守り

4つの圏域ごとに  
高齢者に対する必要な援助支援を包括的に担う

社会福祉協議会による新たな見守り事業

地域担当職員チーム(社会福祉士等)

連携・コーディネート

民生委員

ボランティア

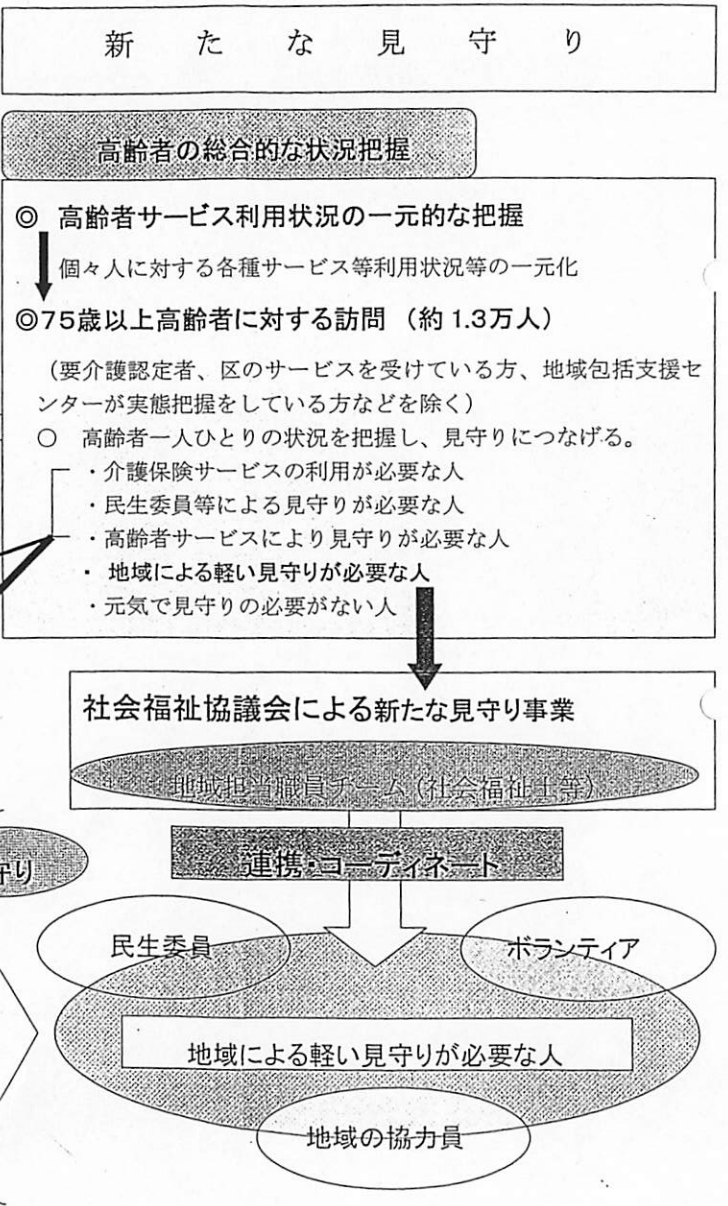
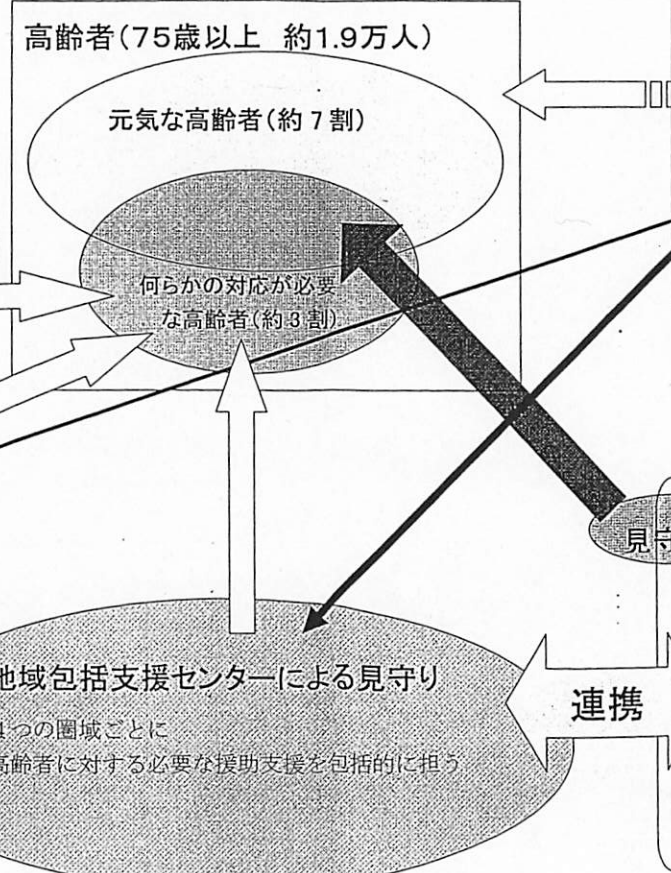
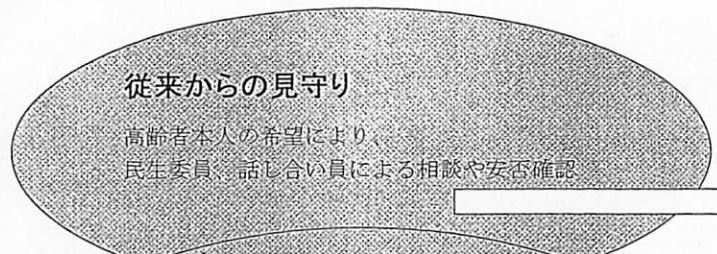
地域による軽い見守りが必要な人

地域の協力員

連携

連携

見守り



## 災害時要援護者名簿の登録制度のご案内

この制度は、大地震などの災害に備えて、自力で避難することが困難な方を地域全体で支援するために行うものです。援護を必要とされる方又はその家族などの申請に基づき、区は災害時に援護が必要な方の名簿を作成します。区や警察署、消防署、区民防災組織（町会・自治会）及び民生・児童委員が援護の必要な方の名簿を共有し、災害時における安否確認などの支援に備えます。



## 1 登録対象者

災害時に本人又は家族などの同居者のみでは、避難することが困難な方

- ① 65歳以上で一人暮らしの方
- ② 寝たきりの状態にある高齢者
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けた方
- ④ 東京都愛の手帳の交付を受けた方
- ⑤ 難病医療費助成を受けた方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- ⑦ 前各号に準ずる状態にある方

## 2 登録情報項目

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ 性別
- ⑤ 生年月日
- ⑥ 申し込み理由
- ⑦ 同居者の有無
- ⑧ その他、必要とする場合に記入する事項

## 3 名簿の提供先

- ① 警察署
  - ② 消防署
  - ③ 区民防災組織
  - ④ 民生・児童委員
- \*各住所地を管轄する機関に提供します。  
\*名簿の提出先は選択できません  
(提供項目は氏名、住所、生年月日、性別、電話番号)

## 4 申請方法

登録を希望する場合は、「災害時要援護者情報の登録申込書」に必要項目をご記入の上、窓口へ持参するか、防災課まで郵送してください。

(※ 窓口は裏面をご覧ください。)

なお、ファックスでは受け付けておりません。

## 5 個人情報の保護

登録を希望する要援護者本人又はその家族などの申請に基づき名簿を作成し、「3名簿の提供先」に配布します。区と提供先において、誓約書を取り交わし、秘密厳守、目的外使用の禁止等、名簿の適正な管理を行ってまいります。

## 6 登録後のお願い

次の場合には、担当（防災課）までご連絡ください。

- ① 登録情報項目（住所、電話など）に変更が生じた場合
- ② 登録の必要がなくなった場合

## 7 担当・問い合わせ先

文京区危機管理室防災課

(住所) 〒112-8555

文京区春日 1-16-21

(電話) 03-5803-1179

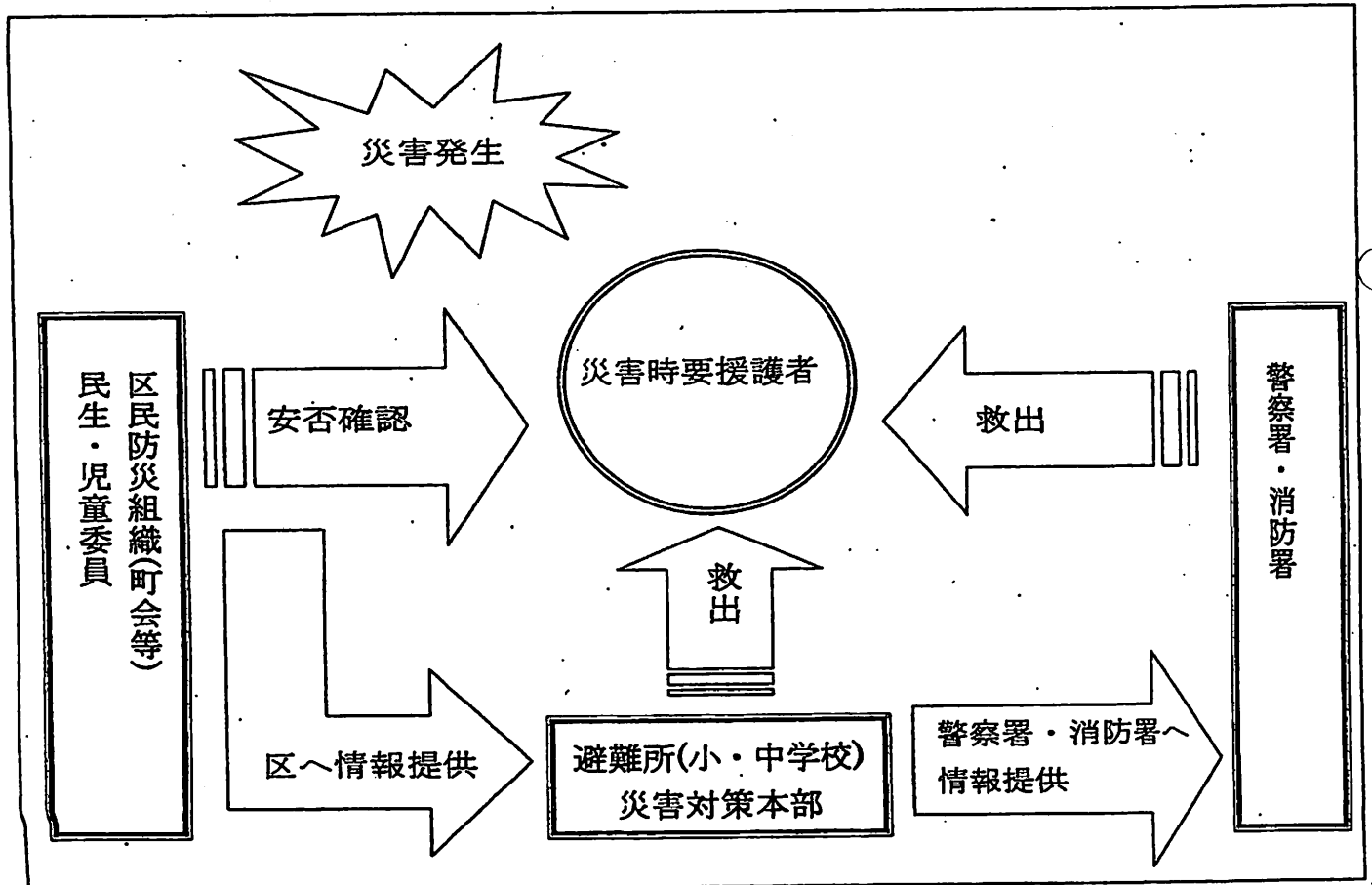
# 災害時要援護者名簿登録受付窓口

☆文京区役所 文京区春日 1-16-21 電話 3812 - 7111 (代表)

階	部 署	電話番号
15階	危機管理室防災課	5803 - 1179 (直通)
9階	福祉部障害福祉課	5803 - 1211 (直通)
9階	福祉部高齢福祉課	5803 - 1204 (直通)
8階	保健衛生部予防対策課	5803 - 1230 (直通)

場 所	住 所	電話番号
☆ 礪川地域活動センター	小石川 2-18-8	3813 - 3638
☆ 大原地域活動センター	千石 4-1-2	3946 - 8594
☆ 大塚地域活動センター	大塚 1-5-17	3947 - 2624
☆ 音羽地域活動センター	目白台 3-4-11	3943 - 0621
☆ 湯島地域活動センター	湯島 4-1-20	3813 - 6554
☆ 向丘地域活動センター	西片 2-19-15	3813 - 6668
☆ 根津地域活動センター	根津 2-20-7	3822 - 3653
☆ 汐見地域活動センター	千駄木 3-2-6	3827 - 8149
☆ 駒込地域活動センター	本駒込 3-22-4	3827 - 8143
☆ 社会福祉協議会 (申請書配付のみ)	本郷 4-15-14 文京区民センター4階	3812 - 3040

## 安否確認の流れ



災害時要援護者情報登録申込書

文京区長 殿

災害時要援護者として、登録者\_\_\_\_\_は、下記事項に同意し、申し込みます。  
 登録した個人情報、文京区内の警察署、消防署、区民防災組織(町会・自治会)、民生委員に事前に提供することを承諾します。  
 また、登録内容について住民基本台帳(外国人の方の場合は、外国人登録)と照合することについても承諾します。

住 所	文京区		
電話番号	( )		
ふりがな		性 別	
本人氏名		男 女	
生年月日 年 齢	明・大・昭・平 年 月 日生 ( 歳)		
理 由 心身の状況	※ 次の登録区分のうち該当するものに○をつけてください。 <登録区分> 1 65歳以上の一人暮らしの高齢者      2 寝たきりの高齢者 3 身体障害者手帳の交付を受けている      4 愛の手帳の交付を受けている 5 難病疾病者      6 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 7 その他援護を必要とする		
同居者	有 無		
その他 ※ 必要な場合には 記入してください。	※ 救援活動に際して特に配慮が必要な事項があれば、次の該当するものに○を記入してください。 病気(病名 _____ ・状況 _____ )      心臓発作(状況 _____ ) 要介護度( _____ )      通院(有・無) _____ 寝たきり・足が不自由なため外出できない・耳が聞こえない 目が見えない・認知症がある その他 _____ ( _____ )		
緊急時の連絡先 ※ 必要な場合に記 入してください。	ふりがな		本人との 続柄
	氏 名		
	住 所		
	電話番号	( )	
手続代行者 ※ 本人以外の方が 手続をした場合には 記入してください。	ふりがな		本人との 続柄
	氏 名		
	住 所		
	電話番号	( )	
※ 受付職員記入欄 あなたが登録した情報は、下記へ事前に提供されます。 1 _____警察署      2 _____消防署      3 区民防災組織( _____ ) 4 民生委員 ( _____ )			

## 要援護者一覽表

102010

番号	氏名	力	性別	生年月日	住所	電話番号	町会
105008							
106006							
106008							
106009							
106011							
106012							
106013							
106014							
106015							
106030							